○財務省令第三十一号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第百五十八号）の一部の施行に伴い、関税定率法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

関税定率法施行規則の一部を改正する省令

関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入国者が輸入する携帯品等の免税） **第二条の四**　令第十三条の六の表の第二号の上欄（無条件免税をしない携帯品）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品（同号の二に掲げる物品にあつては、充塡グリセリン等（同表の付表第一第二号の第二欄の⑵に規定する充塡グリセリン等をいう。）に限る。次項において同じ。） ［三・四　略］ 2　令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手続を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、二十歳未満の者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げる物品並びに同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手続を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。	（入国者が輸入する携帯品等の免税） **第二条の四**　［同上］ ［一　同上］ 二　法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品 ［三・四　同上］ 2　令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手続を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、二十歳未満の者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げる物品並びに同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手続を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。

本邦に入国する者	物品	数量
一　船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品	七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては一五本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては六〇本、同表第二四〇四・一一号の二及び第二四〇四・一九号に掲げる物品のみの場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の六〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量。次号から第四号までにおいて同じ。）

本邦に入国する者	物品	数量
一　［同上］	法の別表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品	七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては一五本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては六〇本、同表第二四〇四・一一号の二及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品のみの場合にあつては同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の六〇本に相当する数量として税関長が適当と認める数量。次号から第四号までにおいて同じ。）